

及び同法第六十六条の四の三第十四項において
準用する同法第六十六条の四第二十七項

を

及び同法	及び同法第六十 準用する同法
「前条及び租税特別措置法	「前条及び租税 第十四項におい

置法第六十六条の四の三第十四 する同法第六十六条の四第二十
六条の四の三第十四項において
特別措置法第六十六条の四の三 て準用する同法

に改め、同表第六十六条の四第三十項の項中

租税特別措置法

租税特別措置法	租税特別
---------	------

租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項 (外国法人の内部取引に係る課税の特例) において準用する同法
--

を

同法第六十六条の四第二十七項	(外国法 いて準用 同法第六 する同法
----------------	------------------------------

措置法第六十六条の四の三第十四項 人の内部取引に係る課税の特例) にお する同法	十六條の四の三第十四項において準用 第六十六條の四第二十七項
--	-----------------------------------

に改める。

第六十六條の七第一項中「が、同項又は同條第六項若しくは」を「(資産の流動化に関する法律第二條第三項に規定する特定目的会社、投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十二項に規定する投資法人、法人税法第二條第二十九号の二ホに掲げる特定目的信託に係る同法第四條の七に規定する受託法人又は特定投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第三項に規定する投資信託のうち、法人課税

信託に該当するものをいう。）に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人（第三項及び第四項において「特定目的会社等」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、前条第一項、第六項又は「に」、「第四項及び第六項」を「から第五項まで及び第七項」に、「（法人税法）を」（同法）に、「及び次項」を「次項及び第四項」に、「（当該課税対象金額）を」として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額）に、「金額を限度とする。」として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額）」に、「（当該部分課税対象金額）を」として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額）を「（当該部分課税対象金額）」に、「（当該金融子会社等部分課税対象金額）を」として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該金融子会社等部分課税対象金額を超える場合には、当該金融子会社等部分課税対象金額）に改め、「（第二十項を除く。）」を削り、同条第三項中「内国法人（」の下に「特定目的会社等を除き、」を加え、同条第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同

項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四項の規定の」を「第五項の規定の」に、「第四十二条の十第七項」を「第四十二条の十第六項」に、「第四十二条の十二の六第六項」を「第四十二条の十二の五の二第六項」に、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第十一項」を「第十二項」に、「第六項」を「第七項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前条第一項各号に掲げる内国法人（特定目的会社等に限る。以下この項において同じ。）が、同条第一項又は第六項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額（第一項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）のうち、当該外国関係会社の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額に相当する金額）又は当該外国関

係会社の部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額に相当する金額）は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付した外国法人税の額（第九条の三の二第三項第二号又は第九条の六第一項に規定する外国法人税の額をいう。）とみなして、第九条の三の二及び第九条の六から第九条の六の四までの規定を適用する。

第六十六条の九の三第一項中「（当該課税対象金額）を」として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額）に、「金額を限度とする。」として政令で定めるところにより計算した金額を「金額）」に、「（当該部分課税対象金額）を」として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額）を「（当該金融関係法人部分課税対象金額）を」として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該金融関係法人部分課税対象金額を超える場合には、当該金融関係法人部分課税対象金額）に改め、「（第二十項を除く。）」を削り、同条第九項中「第四十二条の十第七項」を「第四十二条の十第六項」に、「第四十二条の十二の六第六項」を「第四十二条の十二の五の二第六項」に改め

る。

第六十六条の十第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十二を削る。

第六十六条の十三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「同法」を「並びに同法」に改め、「（次項において「災害損失欠損金額」という。）並びに設備廃棄等欠損金額」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条を第六十六条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第六十六条の十三 青色申告書を提出する法人で新事業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項において同じ。）と共同して特定事業活動（同条第二十項に規定する特定事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。）を行うものとして財務省令で定めるものが、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合

併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）の指定期間内において特定株式（特別新事業開拓事業者（新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。）の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）の百分の二十五に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）以下の金額を当該事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該相当する金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算

した金額が百二十五億円を超える場合には、百二十五億円。以下この項において「所得基準額」という。）を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該所得基準額を限度とする。

2 法人が、適格合併又は適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合（第六十八条の九十八第三項に規定する場合を除く。）には、次の各号に掲げる適格合併又は適格分割等の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額は、当該適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一 適格合併 当該適格合併直前において有する特別勘定の金額（前項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたもの（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。）をいう。以下この条において同じ。）

二 適格分割等 当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に前項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。以下この号において同じ。）に係

る特定株式の全部又は一部を移転した場合における当該適格分割等の直前において有する当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその移転することとなつた特定株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割等により前項の特別勘定に係る特定株式の全部を移転した場合には、その適格分割等の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額）

3 前項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人で適格分割等を行つたものにあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の九十八第一項の規定により設けている特別勘定の金額）

とみなす。

5 前項又は第六十八条の九十八第五項の場合において、これらの規定の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（その適格合併又は適格分割等の後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別勘定の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項、第八項、第九項及び第十一項の規定は、適用しない。

7 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を

設けている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項、前項、次項、第九項及び第十一項の規定は、適用しない。

8 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、法人税法第六十一条の十一第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当することとなつた場合において、同法第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度又は同法第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度終了の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額

に算入する。

9 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人の各事業年度について、当該特別勘定に係る特定株式（第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐこととされた特別勘定の金額に係るものを除く。以下この項において同じ。）を発行した法人と共同して特定事業活動が行われていることにつき産業競争力強化法第四十八条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合に該当しない場合には、当該特定株式に係る特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計

算上、益金の額に算入する。この場合においては、第六項から前項までの規定は、適用しない。

11 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。第一号において同じ。）を設けている法人（以下この項において「設定法人」という。）が次の各号に掲げる場合（第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合及び当該特別勘定につき前項の規定の適用があつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、特別勘定の金額のうち当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の特別勘定に係る特定株式の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号から第四号までに該当する場合及び当該設定法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその有しないこととなつた株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（同項の特別勘定に係る特定株式の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日にお

ける当該特定株式に係る特別勘定の金額)

二 合併により合併法人に前号に規定する特定株式を移転した場合 その合併の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額

三 第一号に規定する特定株式のうち投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合又は民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約(以下この号において「民法組合契約」という。)による組合の組合財産であるものに係る投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は民法組合契約に基づく当該設定法人の出資の価額がこれらの契約に基づく各組合員の出資の価額を合計した金額のうちに占める割合の変更があつた場合 その変更があつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

四 第一号に規定する特定株式を発行した法人が解散した場合(当該設定法人を合併法人とする合併により解散した場合を除く。) その解散の日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

五 第一号に規定する特定株式につき剰余金の配当(分割型分割によるもの及び法人税法第十二条第十二号の十五の二に規定する株式分配(次号において「株式分配」という。)を除く。)を受けた場合

その受けた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうち、当該剰余金の配当として交付された金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額に係るものその他の金額として政令で定める金額に百分の二十五を乗じて計算した金額に相当する金額

六 第一号に規定する特定株式についてその帳簿価額を減額した場合 その減額した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその減額をした金額で同日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（分割型分割又は株式分配により減額した場合には、法人税法第六十一条の二第四項又は第八項の規定により同条第一項第二号に掲げる金額とされる金額）に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額

七 当該設定法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における特別勘定の金額

八 前項及び前各号の場合以外の場合において第一号に規定する特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩した場合（当該設定法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合

を除く。) その取り崩した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

12 第二項から前項までの規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）に係る特定株式のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額については、適用しない。

13 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

14 第一項の規定は、第五十五条第一項の規定の適用を受けた特定株式については、適用しない。

15 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、第五項から第九項まで又は第十一項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

16 前三項に定めるもののほか、第一項又は第五項から第十一項までの規定の適用を受けた法人の利益積

立金額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十六の二の見出し中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同条第一項中「平成三十二

年に」を「令和二年に」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同

条第二項中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「平成

三十二年」を「令和二年」に改める。

第六十七条の十七第九項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十八第十三項の表第六十六条の四第二十七項の項中

及び同条第二十七項	
用	及

及び租税特別措置法第六十六	及び租税特別措置
条の四第二十七項の	において準用する

び同法第六十七条の十八第十三項において準
する同法第六十六条の四第二十七項

を

	項の
及び同法	及び同法第六十七 用する同法
「前条及び租税特別措置法	「前条及び租税特 十三項において準

法第六十七条の十八第十三項

同法第六十六条の四第二十七

条の十八第十三項において準

に改め、同表第六十六条の四第三十項の項中

租税特別措置法

別措置法第六十七条の十八第

用する同法

租税特別措置法

租税特別措

租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国 外所得金額の計算の特例）において準用する同 法

を

外所得金額 法	同法第六十六 条の四第二十 七項
同法第六十 六項	同法第六十六 条の四第二十 七項

置法第六十七条の十八第十三項（国 の計算の特例）において準用する同 七条の十八第十三項において準用す 十六条の四第二十七項
--

に改める。

第六十八条の二中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第一項中「から第五十六条まで」を「第五十六条」に改め、同条第三項中「第
五十五条の二」を削る。

第六十八条の五中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八條の八第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八條の九第三項、第五項及び第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項第二号イ中「第六十八條の十五の七第二項」を「第六十八條の十五の六の二第二項」に改める。

第六十八條の十第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改める。

第六十八條の十一第一項及び第六十八條の十三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八條の十四の見出し中「特別償却等」を「特別償却」に改め、同条第一項中「第四項」を「第三項」に、「平成三十二年三月三十一日までの期間」を「令和四年三月三十一日までの期間」に改め、同項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「第四項」を「第